

区政会議について

1 設置根拠

「区政会議の運営の基本となる事項に関する条例」に基づき各区で要綱を制定して設置。

(参考) 区政会議HP (条例、規則、ガイドブックなど)



2 基本原則

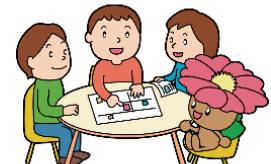
第3条 区の区域内の基礎自治に関する施策等を実施するに当たっては、区民等の多様な意見を的確に把握するための様々な方法を用いるほか、この条例の定めるところにより、区政会議において、立案段階から意見を把握し適宜これを反映させるとともに、その実績及び成果の評価に係る意見を聴くことを基本とするものとする。

3 委員の意見を求める事項

第5条 区長は、次に掲げる事項については、区政会議において委員の意見を求めるものとする。

- (1) 区の総合的な計画に関する事項 (=区将来ビジョン)
- (2) 区の区域内の基礎自治に関する施策等のうちの主要なもの及びその予算に関する事項 (=区運営方針)
- (3) 区の区域内の基礎自治に関する施策等のうちの主要ものの実績及び成果の評価その他区政運営の総合的な評価に関する事項 (=区運営方針)

2 前項に定めるもののほか、区長は、区の区域内の基礎自治に関する施策等に関し必要と認める事項について、区政会議において委員の意見を求めることができる。



4 運用上の留意事項

区政会議は、区民等からの多様な意見を聴取することが目的であり、委員間で意見を闘わせて、会議としての単一の結論をめざすものではないことから、地方自治法第138条の4第3項に基づく本市の附属機関（例えば審議会）ではなく、あくまで、行政運営上の会合として条例化されたものです。したがって、区政会議において求めるのは、各委員の意見であり、区政会議としての意見ではありません。

5 委員の構成

定数：24人

内訳：地域団体より推薦された者から選定する委員 14人

公募により選定する委員 10人

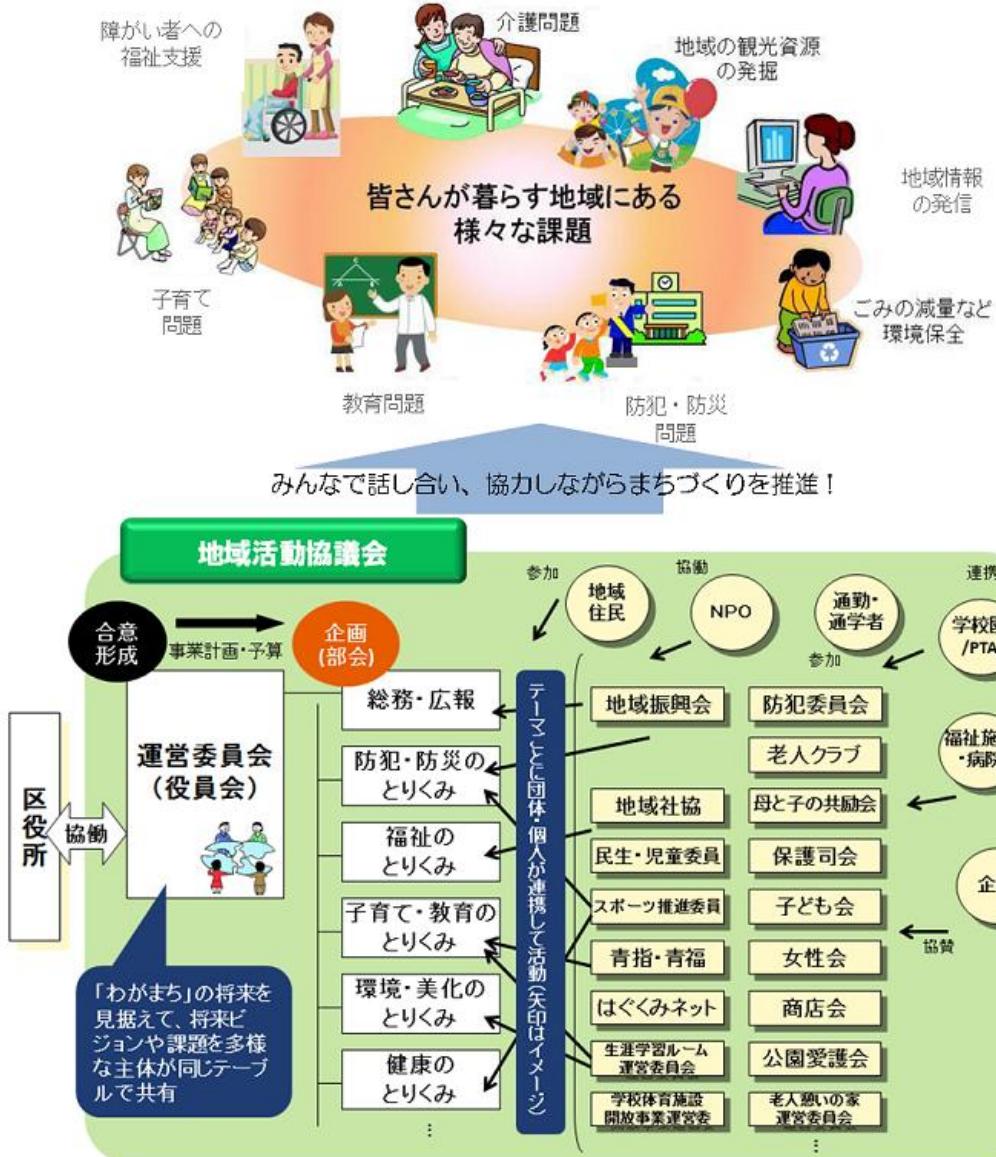
(住之江区区政会議運営要綱第3条)

地域活動協議会について

1 地域活動協議会とは

「地域活動協議会」は、おおむね小学校区を範囲として、地域団体やNPO、企業などいろいろな団体が集まり、団体同士が連携・協力して地域の活性化や課題解決に取り組んでいます。

住之江区では、14地域で「地域活動協議会」が形成されています。



[大阪市HP：豊かな地域社会の形成に向けた区政運営基本方針」より](#)

2 要綱

地域活動協議会の認定に関する要綱



大阪市住之江区地域活動協議会補助金交付要綱

